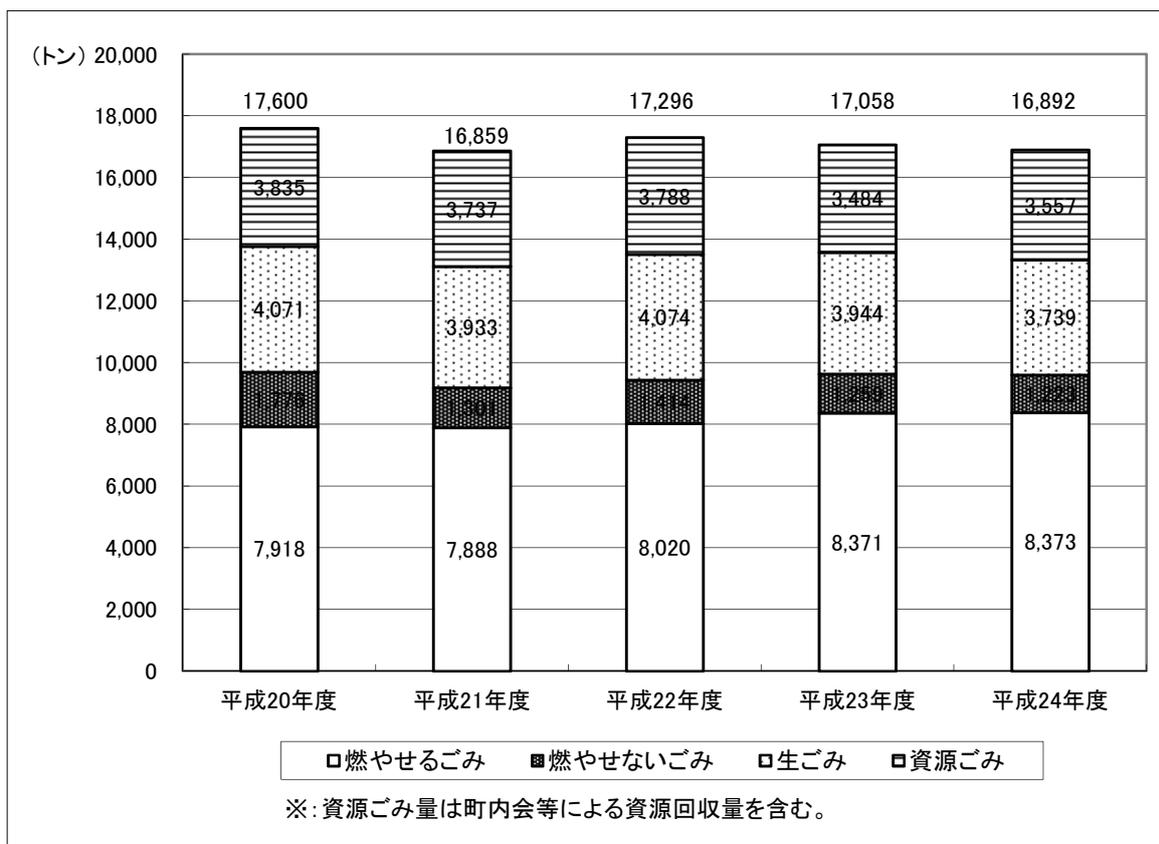
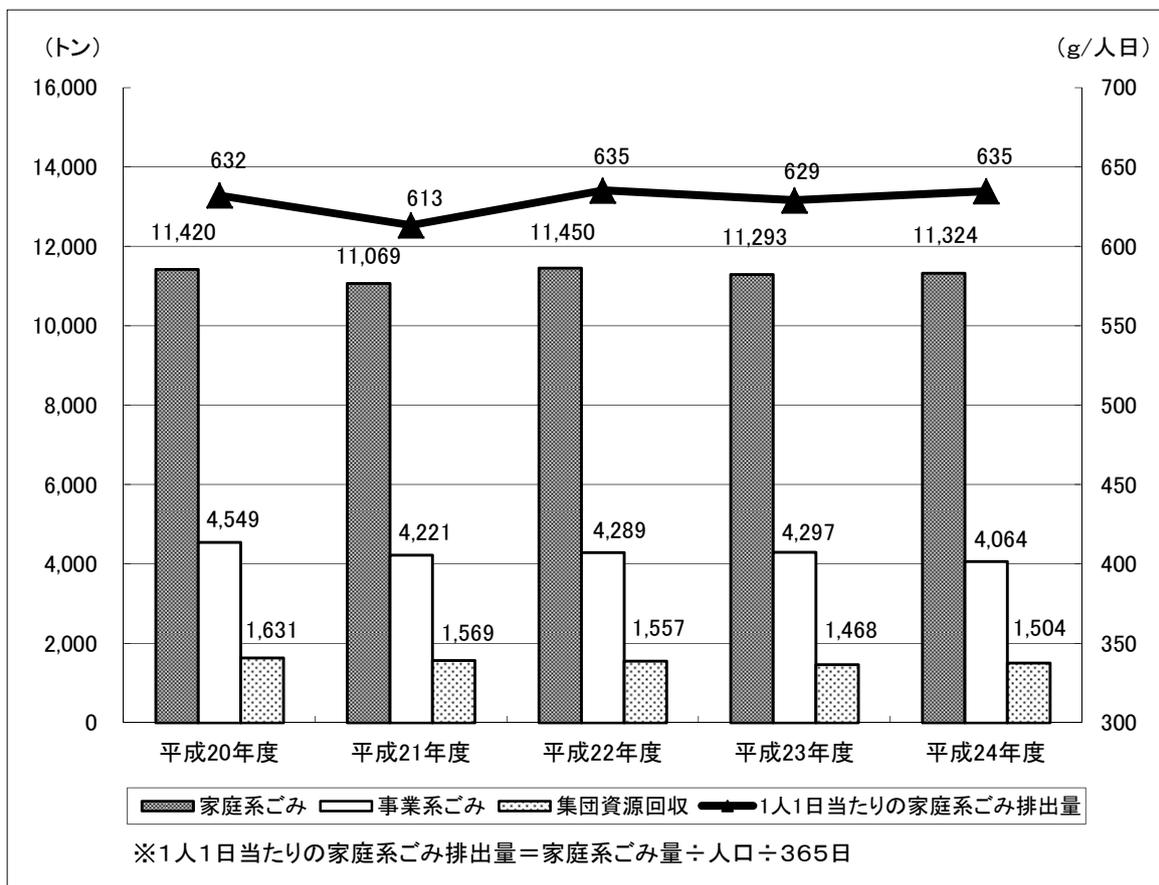


## ■ごみ総排出量の推移



## ■家庭系・事業系ごみ排出量の推移



番号	1
----	---

**事業シート（概要説明用）**

事業名	一般廃棄物処理事業(家庭ごみ)	事業開始年度	年（合併前を含む）
担当部署	市民部環境課	関係規程	
実施方法	<直営・委託等の別>		

**事業概要（背景等）**

現在、本市では、町内会等による資源回収を除く年間約1万5千トンの一般廃棄物を処理しており、可燃ごみについては渡島廃棄物処理広域連合による「クリーンおしま」での焼却処理、不燃ごみは最終処分場での埋立処理を行っているほか、生ごみ・資源ごみは、民間事業者やリサイクル協会等により堆肥化、リサイクル化を行なっているが、このうち最終処分場にあつては、平成26年度中にも残剰量がなくなることから、埋立てに替え、セメント焼成による不燃ごみの再生利用を図るべく、平成26年10月の稼動に向け『ごみ破碎処理施設』の整備を進めているところです。

市町村が行う一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定に基づき、国が基本方針を定められており、この中で廃棄物の排出抑制に関し、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、適正な循環的利用に努めるものとされています。

また、基本方針では、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」とされています。

現在本市においては、人口1人当たり1万円を超える財政負担がごみ処理に費やされているが、今後、循環型に対応した「ごみ破碎処理施設」の稼動に伴い、さらなる財政負担の増加が見込まれており、ごみの減量化と相まって、家庭ごみの有料化についても導入に向けての検討が求められているところとなっています。

**事業費等の推移（千円）**

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
決算額①	727,706	740,433	622,128	673,604	1,310,916	
受益者負担額②	5,987	5,376	5,831	6,621	7,377	
負担率(%)	0.8	0.7	0.9	1.0	0.6	
対象者数等	-	-	-	-	-	

**内訳・詳細**

※別紙による。

**事業の評価等**

<事業に関する評価又は課題>

有料化の目的及びその効果としては、費用負担を軽減しようとする動機付けが生まれ、ごみ排出量の抑制が期待できるほか、排出量に応じた費用負担の大小となることから、公平性が確保でき、さらに住民が処理費用を意識し、商品購入の抑制、再使用の促進、分別・リサイクルの徹底など、ごみ排出への意識改革にも繋がり、一般廃棄物処理事業を循環型社会に向け、転換していくための施策手段として位置づけられます。

現在本市においては、事業系のごみ排出量が年々減少する一方、家庭系のごみについては横ばいの状況となっており、年間1万トン以上が処理されている。また、年間約人口1人当たり1万円を超える財政負担がごみ処理に費やされており、家庭系ごみの減量化が進まないなか、施設の新設稼動に伴うさらなる財政負担の増加が見込まれています。

<適正な受益者負担という視点からの評価又は課題>

税収のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民との間では、サービスに応じた費用負担に明確な差がつかない状況となっています。

**と類似事業**

<類似事業の状況>

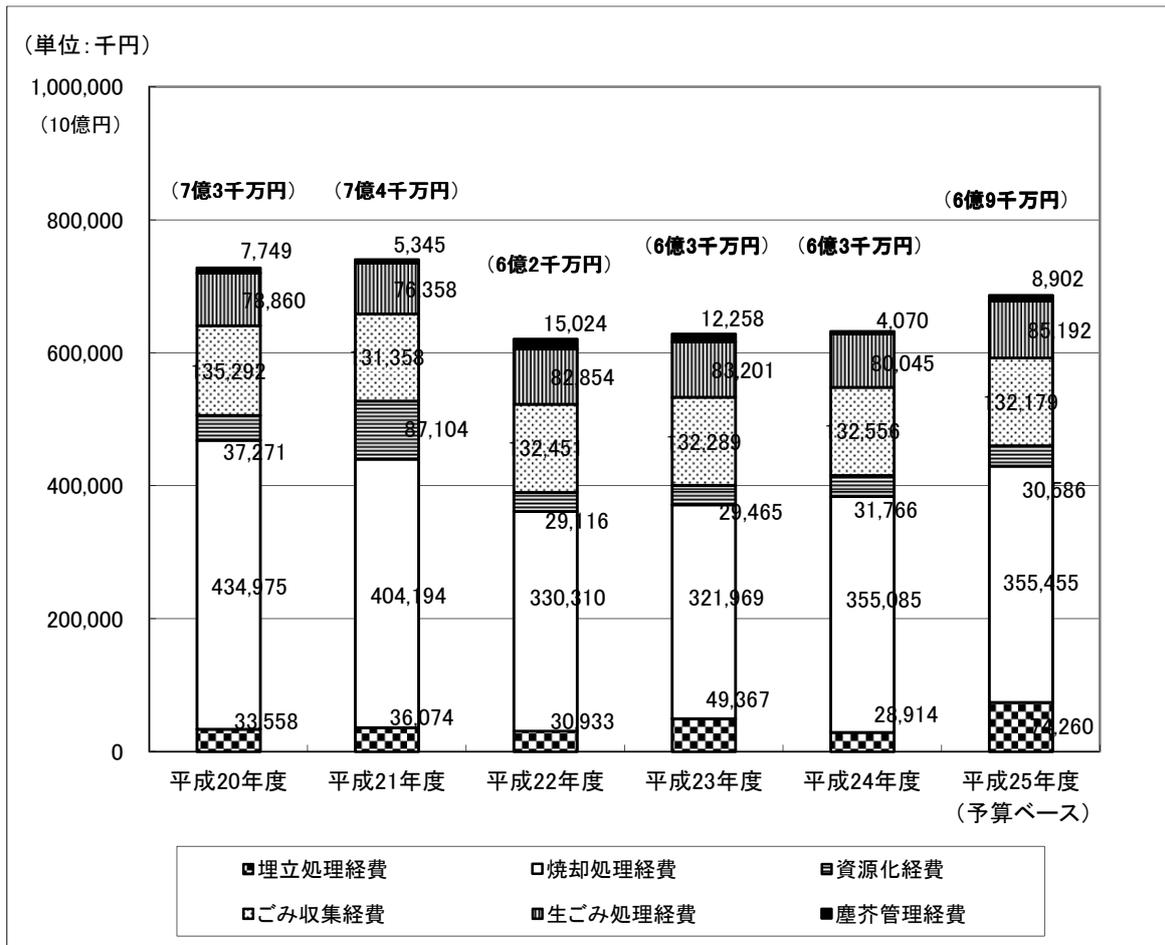
<類似事業における受益者負担>

**他の市町村の状況**

平成25年8月1日現在、道内の全179市町村のうち167市町村(93.3%)が家庭ごみを有料化しています。  
※家庭ごみ有料化は、粗大ごみを除く可燃・不燃等のごみを対象としています。

また、渡島総合振興局管内2市9町では、北斗市、七飯町、鹿部町を除く1市7町が既に有料化となっています。

## ■ごみ処理経費の推移



※中間処理施設整備事業経費を除く。

## ■ごみ処理経費に対する市の財政負担の推移

